

R3.9.16 議会運営委員会

明神委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
坂本委員が所用のため欠席しており、代わりの委員外議員として上田周五議員の出席を求めているので、御了承願う。
8月31日付で公明党の山崎正恭議員から議員を辞職したい旨の願いが議長に提出された。閉会中の議員の辞職については、地方自治法第126条ただし書の規定により議長の許可によるとされており、議長において同日付で許可された。
また、9月12日に行われた佐川町・越知町・日高村選挙区の県議会議員補欠選挙により桑鶴太郎議員が当選された。
本日は、議員辞職及び補欠選挙に伴う議会運営に関する事項について御協議願うため、お集まりいただいた。
また9月定例会を招集する告示があったのでその日程及び運営等についても御協議いただきたい。
昨日、桑鶴太郎議員から会派届が提出された。会派名は青山の会であり、1人会派として活動を行うということである。
本日から、桑鶴議員にもオブザーバーとして出席を認めることで御了承願う。

(了 承)

明神委員長 それでは、桑鶴太郎議員を御紹介する。
一言御挨拶をお願いします。

桑鶴議員 おはようございます。
先日、佐川町・越知町・日高村の選挙区の補欠選挙で選ばれた桑鶴太郎である。皆様方にはお教え願わなければならないことがたくさんあると思うが、一生懸命頑張るので、よろしくをお願いします。

明神委員長 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議員辞職及び補欠選挙に伴う議会運営について

(1) 議席及び議席番号の指定

明神委員長 初めに、1ページの資料1、議席及び議席番号の指定についてである。
桑鶴議員の議席及び議席番号を決定するに当たり、現在の議席を変更する必要がある。議席の変更を行う場合は本会議で決定することとなるので、あらかじめ変更案を御協議いただく必要がある。
このことについて、変更案を事務局に作成させたので、説明させる。

吉岡議事課長 それでは、1ページの資料1、議席及び議席番号の指定案と書かれた座席図を御覧願う。上が現行の議席で、下が今回お示しする変更した議席の案である。
現在、お二人の方が8月に辞職されているので、議席番号については2か所欠番となっている。また、今回補欠選挙で当選された桑鶴太郎議員は、1人会派青山の会を結成することとされた。
これらを踏まえ、そして、できるだけ他会派には影響を与えないよう議席番号及び議席について検討を行い、新しい議員の議席番号を38番とし、現在欠番となっている22番、29番は引き続き欠番とする。議席については、現在空席となっている中央2列目右端、大石議員の前の席にお座りいただくという案としている。
なお、今回の案では、桑鶴議員の議席番号は定数37人を超える38番としているが、定数を超えた議席番号をつけた例はこれまでに複数ある。
以上である。

明神委員長 ただいま説明のあった案について、何か質問、御意見はないか。

(な し)

明神委員長 それでは、議席及び議席番号については、案のとおりとすることで御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。
 なお、この件に関する本会議での議事手続については、後ほど御協議いただく。

(2) 議員控室

明神委員長 次に、2ページの資料2、議員控室についてである。
 このことについて、事務局、説明を願う。

濱口総務課長 2ページの資料2をお開きいただきたい。議員辞職及び新会派結成に伴う議員控室等の使用案である。

議員控室等については、各会派の所属議員数を勘案して割り当てるのが例となっており、表の右から2つ目の列1人当たりの面積ができるだけ均等になるように作成している。

まず、2階である。現在、自由民主党の応接室として使用している204応接室を、新会派である青山の会の控室として使用していただく案となっている。

次に、1階については、議員辞職に伴い1名減となった県民の会と公明党については、基本となる現在の控室の面積のみで1人当たり面積を計算している。そして、これまで専用としていた県民の会の101応接室と公明党の104応接室については、共用の応接室として使用いただく案となっている。これは、1人当たりの面積を考慮した結果である。

説明は以上である。

明神委員長 ただいま事務局から説明があつたが、何か質問、御意見があれば、どうぞ。

(な し)

明神委員長 それでは、この件については、先ほどの事務局説明のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

(3) 常任委員の指名

明神委員長 次に、4ページの資料3、常任委員の指名についてである。

山崎議員の議員辞職により商工農林水産委員会が1名欠員となったため、現在補欠すべき常任委員は、総務委員会1名、商工農林水産委員会1名となっている。

したがって、桑鶴議員は総務委員会または商工農林水産委員会のいずれかに所属することとなる。

事前に桑鶴議員御本人に聞き取りをしたところ、商工農林水産委員会への所属を希望するとのことであった。また、4つの常任委員会の所属人数の均衡ということ

も考慮する必要がある。については、桑鶴議員の所属する委員会は商工農林水産委員会としてはいかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。
 なお、委員会条例第5条第1項ただし書の規定により、閉会中は議長が指名することができることとされているので、議長において桑鶴太郎議員を商工農林水産委員に選任することで御了承願う。

(了 承)

(4) 議会運営委員会の構成

明神委員長

次に、議会運営委員会の構成についてである。
 補欠選挙に伴い、会派構成に変更が生じたが、議会運営委員会の構成については、各会派への配分数に影響がないので、現行どおりということで、御了承願う。

(了 承)

(5) 特別委員会の構成

明神委員長

ア 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会
イ 議員定数問題等調査特別委員会
 次に、特別委員会の構成についてである。
 現在、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会及び議員定数問題等調査特別委員会が設置されているが、いずれの委員会も議運と同じ構成割合となっており、議運の構成に変更がないことから、それぞれ現行どおりということで、御了承願う。

(了 承)

(6) 本会議の会派別・会期別発言者数

明神委員長

ア 一括質問
 次に、本会議での会派別・会期別発言者数についてである。
 まず、5ページの資料4、一括質問の会派別・会期別発言者数について、たたき台としての案を事務局から説明させる。

吉岡議事課長

5ページの資料4を御覧願う。一括質問の年間における会派別発言者数のたたき台としての案である。
 上の表が案で、下の表は参考として添付した、4月に決定した本年度における会派別・会期別発言者数の表である。
 上の表を御覧願う。今回、議員辞職、補欠選挙での会派構成の変更により、県民の会は6人が5人へ、公明党は3人が2人へ、そして補欠選挙で当選された桑鶴議員が1人会派、青山の会を立ち上げられた。
 この新たな所属議員数で会期ごとの発言者数を案分したものが、上の表の中にある少数点第2位までの小さな数値である。
 皆様御存知のとおり、配分の基本的な考え方は、1定例会ごとにこの案分値の整数部分を各会派に配分し、定例会ごとの発言者数に足るまで、小数点以下の大きい会派から順に1ずつ数を増やしていくこととしている。また、2月定例会は全ての会派が発言できるようにするとされている。
 こうした申合せ等により配分し直していくが、まず会派構成の変更がない会派、自由民主党と日本共産党と一燈立志の会には影響しないようにする。

次に公明党は、辞職した議員の質問は既に終わっているのに、公明党の発言についても9月以降の発言は変更しないようにする。表の上では御理解しやすいように6月定例会を0と、1減じている。

次に県民の会は、辞職された議員の発言が終わっていないので、今後の9月、12月、2月のいずれかで1を減じる必要がある。まず、2月定例会は全ての会派が登壇するとの申合せであるので、新会派に1を配分する。こうすると先ほどの案分値の整数部分のみで2月定例会の発言者数11が埋まってしまう。したがって、現在は県民の会の発言者数を案分値の小数点以下が最も大きかったため1加え2人としていたが、ここを整数部分のみの1とさせていただく必要が出ている。このほかの定例会においては、数値の逆転等も発生していないので、2月定例会において、県民の会は2人を1人へ変更し、新会派に1を与えるという案となっている。

なお、今年年度途中であるので現状をベースとして案を作成しているが、県民の会と日本共産党、公明党と一燈立志の会でそれぞれ所属議員数が同数となっており、当然案分値が同じになるため、どの定例会においてどちらの会派が発言するのか、また欠員が1あるので、どの定例会の発言者数を1減ずるかといった課題が残っている。このため、来年度については、改めて年度当初に御協議いただくことが必要かと考える。

以上である。

明神委員長

それでは、御意見があれば、どうぞ。

(なし)

明神委員長

それでは、今年度の一括質問の会派別・会期別発言者数については、案のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

イ 一問一答

明神委員長

次に、6ページの資料5、一問一答の会派別・会期別発言時間について、たたき台としての案を事務局から説明させる。

吉岡議事課長

6ページの資料5を御覧願う。

上の表が案で、下の表は参考として添付した、4月に決定した本年度における会派別・会期別発言者数の表である。

上の表を御覧願う。9月、2月定例会とも、1日当たりおおむね5時間以内として、2日間ずつ行っているのに、1定例会当たりでは10時間、600分となる。会派の所属議員数に応じて各会派にこの時間を配分する。先ほどと同様、小数点第2位まで出している小さな数字が、会期ごとの発言時間を、各会派の所属議員数で案分した数値である。

ただし、一括質問を行った者は同一会期における一問一答を行うことはできないと申合せがある。2月定例会で1人会派は一括質問を行うので、一問一答はできない。このため、2月定例会では1人会派を除いて案分をしている。

この案分した数値の端数を調整し、5分単位にそろえたものが、黒の太字で記載した各会派に割り振ることになる発言時間の案である。

なお、1人会派にはこれまで同様、質問時間20分を確保した上で調整を行っている。

また、網掛けをしている部分は、4月に御決定いただいたものと変更となった箇

	<p>所を示している。 以上である。</p>
明神委員長	<p>それでは、御意見があれば、どうぞ。</p> <p>(なし)</p>
明神委員長	<p>それでは、一問一答の会派別・会期別発言時間については、案のとおりとすることで、御異議ないか。</p> <p>(異議なし)</p>
明神委員長	<p>それでは、さよう決する。</p>
	<p>(7) 発言順序及び会派の表示順</p>
明神委員長	<p>次に、発言順序及び会派の表示順についてである。 発言順序及び会派の表示順については所属議員数の多い順とするのを例としているが、さきの大野議員の辞職に伴い、県民の会と日本共産党の所属議員数が共に5人と同数になっている。また、今回の山崎議員の辞職に伴い、公明党と一燈立志の会の所属議員数が共に2人と同数になっている。 については、今定例会以降の当該会派の発言順序及び表示順について決定しておきたい。 まず、県民の会と日本共産党についてである。 両会派から、事前の協議により、今年度は従来どおり県民の会が先、来年度は日本共産党が先としたいとの申出があつているので、申出のとおりとすることで御了承願う。</p> <p>(了承)</p>
明神委員長	<p>次に、公明党と一燈立志の会についてである。 両会派から、事前の協議により、今後も従来どおり公明党が先としたいとの申出があつているので、申出のとおりとすることで御了承願う。</p> <p>(了承)</p>
明神委員長	<p>以上が、議員辞職及び補欠選挙に伴う議会運営についてである。</p>
	<p>2. 9月定例会の日程及び運営について</p>
	<p>(1) 知事提出予定議案</p>
明神委員長	<p>次に、9月定例会の日程及び運営についてである。 まず、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。</p>
徳重総務部長	<p>9月議会定例会の提出予定議案について、御説明させていただく。 お手元の令和3年9月高知県議会定例会提出予定案件概要という資料を御覧願う。 開会日に提出を予定している議案は、全部で44件である。内訳としては、令和3年度補正予算が、一般会計補正予算1件、企業会計補正予算1件の合計2件である。条例その他議案は、条例議案が4件、その他議案10件の合計14件である。報告議案は、決算報告23件、専決処分報告5件の合計28件である。 2ページ、3ページが議案の目録、4ページ以降が各議案の説明資料である。そ</p>

それぞれの内容の説明については、この場では省略させていただく。また、現在調整中であるが、閉会日には公害審査会の委員の同意議案を追加提出させていただきたいと考えているのでよろしく願います。

以上である。

明神委員長

何か質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

明神委員長

次に、7ページの資料6、会期及び会議日程についてである。

9月定例会の日程については、7月8日の議運で予定案としての協議をしている。会期については、案のとおり、9月22日水曜日開会、10月14日木曜日閉会ということで、会期は23日間とし、会議日程については、資料6の日程表を御覧いただきたい。

以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

(3) 議席等

ア 仮議席

明神委員長

次に、8ページの資料7、議席等についてである。

まず、仮議席についてである。

桑鶴議員の議席が決定するまで、議長は最寄りの空席を仮議席として指定するのが例であるので、仮議席として、田所裕介議員の左隣の空席を指定することにしたいが、いかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

イ 補欠議員の挨拶

明神委員長

次に、補欠議員の挨拶についてである。

この件については、慣例により開会日の日程に入る前に、議長が補欠議員を紹介し、これに引き続いて補欠議員が登壇し、挨拶を行うということで、御了承願う。

(了承)

ウ 議席の指定

明神委員長

次に、議席の指定についてである。

この件に関する本会議での議事手続については、開会日の会議録署名議員の指名の後、日程に上げ議題とすることはいかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

また、議席の決定後に議席の移動を行うこととし、指定された議席は、氏名標が

できるまでの間、三角の名札で表示することになるので、御了承願う。

(了 承)

明神委員長

なお、氏名標の変更は、質問初日の9月29日までの間に行う予定であるので、御了承願う。

(了 承)

(4) 質疑並びに一般質問

① 一括質問

ア 質問者(会派)の発言順序

明神委員長

次に、質疑並びに一般質問についてである。

まず、一括質問について御確認いただく。質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党4名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目 9月29日水曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党

第2日目 9月30日木曜日 公明党、自由民主党、県民の会

第3日目 10月1日金曜日 自由民主党、自由民主党

の順になるうかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

明神委員長

次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届け出

明神委員長

次に、9ページの資料8、発言者の届出についてである。

県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料8の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

明神委員長

次に、10ページの資料9、発言通告書の提出期限についてである。

申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、9月28日火曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。
なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

② 一問一答

ア 発言時間等

明神委員長

次に、一問一答についてである。
まず、発言時間については、申合せでは、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。
会派ごとの9月定例会での持ち時間は、自由民主党350分、県民の会80分、日本共産党80分、公明党35分、一燈立志の会35分、青山の会20分の計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

明神委員長

なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申出願う。

(な し)

明神委員長

それでは、申出がないので、原則どおりの運営とする。

イ 発言者及び発言所要時間の提出期限

明神委員長

次に、11ページの資料10、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。
申合せにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

(了 承)

ウ 発言通告書の提出期限

明神委員長

次に、12ページの資料11、発言通告書の提出期限についてである。
申合せにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、9月30日木曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

明神委員長

以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

(5) 請願書の受理期限

明神委員長

次に、請願書の受理期限についてである。
申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているが、この日は10月4日月曜日であり、議案精査のため休会となっているので、本会議が開催されない。
議案付託日の前々日が議案精査のための休会日に当たるときは締切時刻を午後5

時とするとの申合せがあるので、今定例会における請願書の受理期限は10月4日月曜日の午後5時ということで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

(6) 閉会中の常任委員会委員長報告

明神委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。
今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったので、御報告する。

(7) 決算特別委員会

ア 設置の時期

明神委員長 次に、決算特別委員会についてである。
初めに、設置の時期についてである。
決算議案については、総務部長の説明にもあったように開会日に提出されるので、決算特別委員会を質問最終日の10月6日水曜日に設置することで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

イ 委員数及び委員の構成割合

明神委員長 次に、委員数及び委員の構成割合についてである。
申合せでは、委員数は総務委員会と同じ、また委員の各会派への割り振りについても、総務委員会の構成割合と同じとすることとなっている。
現在、総務委員会は1名の欠員が生じており、委員数は9名となっている。
については、今期の決算特別委員会の委員数を9名とするとともに、その構成についても総務委員会と同じとすることはいかがか。

大石委員 確かに申合せでは総務委員会どおりとなっているが、総務委員会どおりにすると交渉会派でも委員になれない場合があるので申合せをどうするかということもある。できるだけ特別委員会と同じ、議運と同じような要件にできればしてもらいたいという意見は述べさせていただきたい。

明神委員長 これについて何か意見はないか。

梶原委員 先ほどの大石委員の意見もあったが、今回は公明党も途中で辞職ということで欠員により3名が2名になっている。そういうことであれば公明党であるとか一燈立志の会であるとか2名の会派は総務委員会に参加をするのが任期4年のうち約半分ということになるので、これまで県が行ってきた業務に対する決算にそれぞれの会派がどういうふうに関わっていくのか、先ほどの意見も含めて議運の構成でそれぞれが決算に関わるということのも大石委員の提案の理由の1つにもなるかと思う。私たちが協議をさせていただきたいので、時期が間に合うのであれば、各会派で持ち帰って協議をした上で次の議運で取り上げていただければありがたいと思う。

明神委員長 ただいま大石委員、梶原委員から発言があったが、委員数及び委員の構成割合については会派に持ち帰って検討の上、次回の議運で協議をすることで御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

(異議なし)

3. 議員派遣について

(1) 第21回都道府県議会議員研究交流大会

明神委員長 次に、議員派遣についてである。
14ページの資料13、第21回都道府県議会議員研究交流大会についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

濱口総務課長 14ページの資料13、第21回都道府県議会議員研究交流大会の開催についてである。
この大会については、議運の申合せにより、例年議員派遣の対象としている。昨年度は、オンライン参加での開催となっていた。今年度は、対面参加とオンライン参加での開催となっている。

対面参加については、1都道府県2名を上限に参加することができるので、議員派遣として、御参加いただければと考えている。

なお、オンライン参加は人数制限はない。

開催日時は、11月15日と16日の2日間、開催方法は、対面とオンライン配信となっている。場所は、1日目がJ A 共済ビル、2日目が都市センターホテルとなっている。

交流会の大会日程表であるが、次のページ、15ページの中段を御覧願う。

基調講演と3つの分科会が予定されている。1日目は、基調講演と第1分科会、2日目は第2、第3分科会が順次開催される。また、大会終了後には、一定期間YouTube等で録画配信される予定である。

なお、この場で議員派遣を御決定いただければ、議運終了後、議員の皆様へ派遣の希望を照会させていただく。申込み期限は9月22日の午後5時とさせていただきたいと考えている。

また、オンラインでの参加希望も併せて照会をさせていただくので、よろしく願います。

もう一点、まだ正式な通知が来ていないので資料はないが、同じように例年議員派遣を行っている総務省主催の地方議会活性化シンポジウムについては、今年度もオンラインで開催される見込みである。

正式な開催通知があり次第、議員の皆様にお知らせをさせていただくので、よろしく願います。

以上である。

明神委員長 この件については、平成22年10月4日の議運申合せにより、一昨年までと同様に今年も派遣の対象とすることで、御了承願う。

(了 承)

明神委員長 なお、後ほど事務局が各議員に派遣申込みの希望の照会を行うとのことであるので、希望者は9月22日水曜日午後5時までに事務局へ申出願う。

また、派遣人員については、全国都道府県議会議長会事務局が、基調講演の参加者の上限を1都道府県当たり2名としているとのことであるので、2名を限度に派遣することとし、希望者が2名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということ、いかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。
 なお、この議員派遣の議案については、質問最終日10月6日の本会議において議決することとし、次回の議運で議案をお示しすることで、御了承願う。

(了 承)

4. その他

(1) 9月定例会における感染症拡大防止対策

明神委員長

まず、17ページの資料14、9月定例会における感染症拡大防止対策についてである。
 このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長

17ページ資料14を御覧願う。
 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた9月定例会における対応の案である。現在、本県の対応レベルが非常事態にあるが、一定感染状況が落ち着いてきたことや、ワクチンの接種が進んでいることなどからこれまでと同様の対応でと考える。
 なお、今後感染状況が悪化した場合は、改めてどのような対策を取るかといった対応策を御協議願えればと考える。
 以上である。

明神委員長

何か質問、御意見はないか。

(な し)

明神委員長

それでは、9月定例会における対応についてはこの案のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

(2) 議会棟1階トイレの改修工事

明神委員長

次に、議会棟1階トイレの改修工事についてである。
 このことについて、事務局に説明をさせる。

濱口総務課長

議会棟1階トイレ改修工事に伴うトイレの使用制限についてである。
 使用制限の場所は、議会棟1階男子トイレ、女子トイレ及び多目的トイレとなっている。工事期間は、9月13日から21日、9月議会開会日の前日までとなっている。工事内容は、自動ソープや感知式自動水栓といった非接触化の工事である。

現在、工事中である。議員の皆様には、事前にお知らせをさせていただいているが、9月21日までの工事期間中は大変御不便をおかけするが、上階のトイレの御使用をお願いする。

また、議会棟北側駐車場の一部を工事作業ヤードとして使用するため、渡り廊下南側スペースを代替駐車としている。

何かと御不便をおかけしているが、御協力お願いする。

以上である。

明神委員長

何か質問はないか。

(なし)

明神委員長

それでは、説明のとおりで御了承願う。

(了承)

(3) その他

明神委員長

最後に、その他で何かないか。

(吉岡議事課長、挙手)

明神委員長

吉岡議事課長、どうぞ。

吉岡議事課長

傍聴席への手すりの設置について御報告させていただく。

特に資料はない。口頭による御説明である。

一般傍聴席は階段状に席を配置している。このため席に着くためには、階段を上がり下りしなければならない。しかしながら、手すりが東西の壁には設置されているものの、傍聴者の多くが利用する中ほどの通路には設置をされていない。このため、特に御年配の方にとっては、危険な状況となっている。

このため、議長とも協議の上、手すりの設置を執行部に依頼していたところ、このほど設置工事が行われることとなった。

工事は、この週末で終了するとのことであるので、9月定例会からはより安全に傍聴いただけることとなったので、御報告させていただく。

以上である。

明神委員長

何か質問はないか。

(なし)

明神委員長

ほかに、その他で何かないか。

梶原委員

先ほどの1階トイレの改修工事に関連してということではないが、工事の車両が今駐車場に停まっているのを見て思ったことであるが、議員用駐車場の白線や車輪止めがきれいな状態ではないと思う。

特に建物から見た東側は、白線の幅がかなり広かったり、議員の皆さんはそれに合わせて適度な車間距離で停められていると思うが、そうなると白線が全く関係

R3.9.16 議会運営委員会

なくなってくる。気をつけて停めるが、見た目も良くない。車輪止めが斜めになっていたり動いたりしている状態も、車を停めていないときに見るときれいなものではないので、何かの機会に事務局のほうでぜひ検討していただきたい。

明神委員長

この件については、事務局で対応を検討願う。
ほかはないか。

(な し)

明神委員長

それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の9月29日水曜日、午前9時から開催することとする。
協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。